



青峰学園進路だより

令和6年 1月19日

東京都立青峰学園校長

吉池 久

進路指導部 文責 遠藤 遥

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祝い申し上げます。

学校では各学部、学科で進路に向けて、学びを深めながら将来に向けて取り組んでおります。

教職員一同、児童・生徒が夢や目標をもって過ごせる1年になるよう全力で指導に取り組んでいきます。

寒さも続きますが、お身体に気を付けてお過ごしください。

さて、今年度の進路だより第3号は、「障害基礎年金について」第三回進路学習会で得た情報を一部、お伝えします。

12月14日（木）保護者向け進路学習会の報告

社会保険労務士法人 山口人事労務オフィス代表社員 社会保険労務士 谷口 素子 様より、「障害基礎年金」についてご講演いただきました。以下に、講演内容を一部御紹介いたします。



「障害年金とは？」

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されることになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金があります。

「**障害基礎年金**」とは、初めて医師の診療を受けた時に国民年金に加入していた場合になります。

「**障害厚生年金**」とは、初めて医師の診療を受けた時に厚生年金に加入していた場合になります。

20歳前の病気やけがを原因とする障害の場合は、「**20歳傷病による障害基礎年金**」が請求できます。

「主な障害年金の対象となる病気やけがについて」

- 精神障害・・・統合失調症 うつ病 知的障害 発達障害 てんかん 認知障害など
- 外部障害・・・眼 聴覚 肢体（手足など）の障害など
- 内部疾患・・・呼吸器障害 心疾患 腎疾患 肝疾患 血液・造血器疾患 糖尿病など

「障害基礎年金の額について」

障害基礎年金の金額は、障害の状態（等級）によって異なります。

障害基礎年金1級のコ額は、2級の1.25倍となっています。

- 子の加算 第1子及び第2子：各228,700円です。
- 第3子以降：各76,200円子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害があることが条件となります。

障害の程度	年金額（年額）	
1級	993,750円	+子の加算
2級	795,000円	+子の加算

「障害基礎年金の3つの大事なポイント」

1 初診日 2 障害認定日（障害の状態を定める日） 3 保険料を納めているかどうかの3つがポイントとなります。

1の初診日については、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日になります。

ですが、例外的な取り扱いとして、**知的障害（先天性）知的障害に伴う発達障害の場合は、初診日は誕生日になります。**

※ただし、知的障害を伴わない発達障害は、初めて医師等の診療を受けた日が初診日です。

2の障害認定日とは、障害の状態を定める日のことです。

その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6ヶ月経過した日です。

※1年6ヶ月以内に症状が固定した場合はその日を言います。（認定日の特例）

初診日から1年6ヶ月経過日が20歳到達が前の場合、障害認定日は20歳到達日（20歳の誕生日の前日）となります。

発達障害の方が受給するには、**早めに精神科のある病院に受診することが大切です。**（18歳6か月前に受診をしないと、20歳で障害基礎年金の請求ができなくなってしまいます。）

「障害基礎年金と障害厚生年金について」

知的障害は、愛の手帳などの療育手帳の対象となります。知的障害を伴う発達障害は、愛の手帳などの療育手帳の対象となり、発達障害のみであると、愛の手帳や療育手帳の対象外で精神障害者福祉手帳の対象となります。

「障害基礎年金の障害の状態とは？」

障害基礎年金には「障害等級」がありそれぞれ基準が定められています。

※障害等級は身体障害者手帳療育手帳の等級とは異なります。

1級の程度

他人からの介助を受けなければ日常生活の殆どが出来ない障害状態です。

2級の程度

日常生活が困難で労働による収入を得ることができない程度の障害状態です。